

# 中小企業経営改善計画策定支援研修〔実践研修〕について（募集要項） （平成 28 年 7 月瀬戸校開催）

## 1. 研修のねらい

この研修は、中期経営改善計画を策定する中小企業者の支援にあたらうとする税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を持つ者又はそれらが営む事務所の役職員、民間コンサルティング会社の役職員、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役職員等に必要となる税務、金融及び企業の財務等専門的な知識に関しグループ演習を通じて実践力を付与し、ついでには、当該経営改善計画の策定、支援の経験値の向上に寄与することを目的としています。

## 2. 研修の特徴

- (1) 中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- (2) すべて演習形式により行います。演習は、5～7名程度のグループで行います。
- (3) 中小企業経営力強化支援法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- (4) 財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修(理論研修)との親和性を確保しています。
- (5) この研修は、日本税理士会研修関連規則、日本公認会計士協会研修関連規則で定める認定研修です。

## 3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、経営士等の士業の者、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業経営力強化支援法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者

ただし、税理士、弁護士、公認会計士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

- (1) 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けていること。
- (2) 中小企業経営改善計画策定支援研修(理論研修)の専門的知識判定試験に合格していること。

※ 〔実務経験〕の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。判断に迷う場合は、認定申請の提出先である経済産業局にご確認ください。

※ 「経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方も受講することができます。ただし、新たに認定を受けようとする方から優先的にご受講いただきますのでご了承ください。

### 受講条件

※ 講義において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用し、マクロ関数及びビジュアルベーシック(VBA)を用いるため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。

※ 商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。

※ 研修中、パソコン(OSはWindows)を使用しますので、各自ご持参ください。

#### 4. 研修の構成・期間

日程：平成28年7月19日(火)～20日(水) (2日間・12時間)

##### 〈カリキュラム〉

日 時		科 目	主 たる 内 容
7/19 (火)	9:30-10:00	オリエンテーション	・研修のねらい、学習目標等概要について説明します。 ・研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。
	10:00-10:30 [0.5h]	演習の進め方について	・研究課題(設問)に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。
	10:30-17:00 [5.5h]	机上総合演習(グループ形式による検討・作業)	・中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。 ・中小企業者が金融機関からの借入の条件変更(リスケジュール)のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。
7/20 (水)	9:00-14:30 [4.5h]		
	14:30-16:00 [1.5h]	グループ発表	・主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、1班20分程度で発表していただきます。 ・グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	16:10-16:20	終講式	修了証書の授与

※1 カリキュラムは都合により変更することがあります。

※2 7月20日(水)の講義終了後(16:30～18:00を予定)に実践力判定試験を実施いたします。

#### 5. 実践力判定試験の実施

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けようとする受験者に対し試験を実施し、実践力に係る可否を判定します。

##### 受験資格

中小企業経営改善計画策定支援研修(実践研修)を修了した者が受験することができます。

##### 試験概要

①中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と、経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業の経営改善計画策定を支援する上で必要となる能力・指導力の確認を目的とした、記述(空欄補充及び計算問題)又は選択式の試験を実施します。

- ②後日、合否の判定結果を郵送いたします。なお、試験問題、採点及び合否に係るお問い合わせには一切応じられません。
- ③不合格の者は、今後中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（研修を受験する必要はございません。）

月/日	時間	科目	内容
7/20 (水)	16:30-18:00 (1.5h)	実践力判定試験	中小企業の経営改善計画策定を支援する上で必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述・空欄補充・計算又は選択式問題

## 6. 研修会場

中小企業大学校瀬戸校(愛知県瀬戸市川平町79番地)

## 7. 募集定員

30名(定員になり次第、締め切る場合があります。)

## 8. 受講料

26,000円(税込)

## 9. 受験料

5,000円(税込) ※実践力判定試験を受験される者

## 10. 申込方法

### (1) 申込書類の送付

ホームページに掲載されている様式「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、必ず写真を貼付して、平成28年5月16日(月)～7月5日(火)〈必着〉内に、郵送してください。

### 申込書類の送付先

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地

中小企業大学校瀬戸校 研修課あて

- ※ 申込書類はホームページに掲載されている書式(PDF形式、Word形式)を印刷してご使用ください。
- ※ 申込方法は郵送のみとさせていただきます。FAX、E-Mailによる申込みは受け付けておりません。申込書を直接持参で提出することはできません。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

### (2) 受講決定通知書の送付

開講日の約2週間前を目途に郵送します。

### (3) 受講料又は受験料のお振込み

受講決定通知書の送付にあわせてご案内する指定の期限日までにお振込みください。

## 振込の際の注意

- ・ 専用の振込用紙はありません。各金融機関に備付けの用紙またはATM等をご利用ください。
- ・ 受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については必ず認定を受ける機関名を記入して下さい。
- ・ 必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）
- ・ 振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。
- ・ 振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただきます場合がございますので、大切に保管してください。
- ・ 期限日までお振込み頂けなかった場合、ご受講できない場合がございますのでご了承ください。

## 12. 宿泊をご希望の方

瀬戸校内にある宿泊施設「陶心寮」に宿泊をご希望の方は、受講申込書 下段の入寮欄に必要事項をご記入の上、受講申込みと同時に申し込みください。

●施設・・・宿泊室 70 室(全個室) その他浴室、談話室、洗濯室などを完備しています。

●寮費・・・2,100 円／1 泊(朝食サービス付) ●食事・・・昼食：520～680 円、夕食：730 円

## 13. 個人情報の保護について

個人情報保護法に定義されます個人情報に該当する情報については、当機構内で実施する事業で使用いたします。当該個人情報の第三者（業務委託先を除く）への提供または開示はいたしません。ただし、お客様の同意がある場合および、法令に基づき要請された場合については、当該個人情報を提供できるものといたします。

## 14. お問い合わせ先

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部 中小企業大学校瀬戸校 研修課

TEL：0561-48-3400

FAX：0561-48-2224

## 中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ & A

### ＜受講条件について＞

Q 1 : 受講条件に挙げられている事項は必須ですか？

A 1 : 本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要と考えています。

Q 2 : 実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A 2 : 受講可能です。ただし、本研修は経営革新等支援機関の認定を受けようとする者を対象者としておりますので、受験を希望する方が多数の場合には、調整させていただく場合がございます。（「経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方の受講も調整させていただく場合があります。）

Q 3 : 受講資格について

A 3 : 受講対象者は、中小企業の経営力強化支援法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は、以下のようになっています。

	① 中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	② 中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③ 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者	④ 中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士等上記以外の士業法又は個別業法において税務、金融及び企業の財務に関する専門知識が持てる国家資格や業の免許、認可をお持ちの方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
金融機関の役職員の方	受講可	受講可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可

## <申込書類について>

Q 4 : 受講の申込者について

A 4 : 受講のお申込みは、経営革新等支援機関の認定を受けるようとする機関名でお申込み下さい。また、お振込みも経営革新等支援機関を受ける機関名でお振り込み下さい。

キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。

法人でお振り込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます。

Q 5 : 受講申込書欄の「派遣機関長役職」と「派遣機関長名」は誰にしたらよいのですか？

A 5 : 当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名受験される場合は、派遣機関長は同一人にしてください。

また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

## <研修中の遅刻・早退の取扱いについて>

Q 6 : 研修中の遅刻・早退の取扱いについて

A 6 : 1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行できなくなりますのでご注意ください。

## <実践力判定試験について>

Q 7 : この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A 7 : 受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q 8 : 試験の結果はどのようにお知らせいただけますか？

A 8 : 試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。なお、合格者にお送りする合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q 9 : 不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A 9 : 本研修を修了された方で実践力判定試験に不合格であった方は、研修の最終日に実施する同試験のみを受験することができます。ただし、受験料（5,000円）と修了証書が必要となります。

また、本研修を修了された地区以外で試験を受験することも可能です。（平成28年度の試験につきましては、実施が決まり次第、当機構のホームページ等に掲載いたします。）